

港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書

一般社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、港湾におけるRTGの遠隔操作化が、港湾労働者の雇用と職域に深刻な影響を及ぼし得ることを共通認識とし、安定的な雇用環境の維持を目的として下記の通り確認書を締結する。

記

1. 我が国港湾の国際競争力を高め、港湾運送事業の発展を図るとともに、港湾労働者の雇用維持を図りながら働き方改革に対応するための一貫として遠隔操作によるRTG導入の必要性を確認した。
ただし、遠隔操作によるRTGを導入するにあたっては、港湾労働者の雇用に影響を及ぼさないよう最大限の配慮をする必要があるとの共通認識である。
2. この事業の導入にあたっては、現行の産別協定である作業基準協定におけるCY内での現業労働者の定数を基本に、各ターミナル毎の作業基準に基づく定数を履行する。
上記の定数を充足させるため、以下のような取り組みも考える。
 - (A) RTG以外のCYにおける業務においても港湾労働者を起用すること。
 - (B) CY業務以外、元請業務を含め港湾全域を視野に港湾労働者の雇用と職域を確保すること。
 - (C) 港頭地域における物流倉庫などにおける港湾運送事業の業務、ゲートやJIT修理等の港湾運送事業に前後する作業は、港湾労働者の職域として確立すること。

3. 以上各項に定める具体的な詳細については、各港・各地区の特性を充分考慮しつつ、当該作業導入予定者及び地区港運協会の責任において、本確認書に基づき地区労使協議を行い、雇用と就労についての対応方針を決定し、確認書を締結する。
また、その内容について中央労使に報告するとともに、中央労使は検証を行う。
4. 確認書締結者は、RTG遠隔操作化に対して港湾労働者の雇用と港運事業者の職域を確保する上記2項の施策を推進するために必要な港湾運送料金の確保、職域拡大を図るための法的措置を具体化すべく、国土交通省をはじめ関係行政に働きかけを行う。
5. 以上について、各当該関係者間に疑義が生じた場合には、必要に応じ中央労使間で協議助言の上、問題の解決に当たる。

以上

2020年10月29日

一般社団法人 日本港運協会

港湾の自動化・機械化に関する労使協議会

業側代表

田原 誠

全国港湾労働組合連合会

港湾の自動化・機械化に関する労使協議会

労側代表

柏木 公廣

全日本港湾運輸労働組合同盟

港湾の自動化・機械化に関する労使協議会

労側代表

日志正博